

田川市女性人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、田川市男女共同参画推進条例（平成16年条例第20号）第3条第1項第4号に定める政策決定過程への女性の参画を促進するため、各専門分野において識見又は経験を有する等の女性の情報を必要とする者に適切に情報を提供し、審議会等への女性委員の積極的登用を目指すため、田川市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法令により設置される審議会及び委員会
- (2) 学識経験者、市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを目的として、要綱及び要領等により設置される委員会及び懇話会等

(登録の対象者)

第3条 女性人材バンクへ登録できる者は、次の各号に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 本市に在住し、在勤し、又は在学する20歳以上の女性
- (2) 市政に関心があり、本市の審議会等の委員として活動する意欲がある者又は福祉、教育、文化等の各分野において、専門的な知識若しくは活動実績のある者若しくは資格を有する者
- (3) 本市の一般職員（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員をいう。）を含む。）、常勤の特別職の職員又は地方公共団体の議会議員及び国会議員でない者

(登録の方法)

第4条 女性人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、田川市女性人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、自薦又は他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は、本人の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する申込書を受理したときは、申込者が第3条に定める要件を満たしているかこれを速やかに審査し、女性人材バンクに登録するか否かを決定し、そ

の結果を田川市女性人材バンク登録決定（不決定）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

- 4 女性人材バンクに登録しない決定をした申込者に対しては、市長は、前項の通知をするに当たり、その理由を付さなければならない。

（台帳の登録）

第5条 市長は、前条第3項の規定により、申込者を女性人材バンクに登録することを決定したときは、田川市女性人材バンク登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に当該申込者に関する必要事項を登録する。

（登録の期間等）

第6条 女性人材バンクの登録の期間は、登録した日から当該登録台帳に登録された者（以下「被登録者」という。）から登録の抹消の申出があった日までとする。

- 2 前項の申出は、登録抹消申出書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条に定める要件を満たさなくなったときは、これを職権で抹消することができる。
- 4 市長は、前項の規定により抹消した場合は、文書により被登録者に通知する。

（登録内容の変更等）

第7条 被登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出は、申込書により行うものとする。
- 3 被登録者が登録内容の変更又は削除を申し出たときは、市長は速やかにこれを変更し、削除する。
- 4 前項に規定する場合のほか、市長は、情報が事実と反することが判明したときは、職権でこれを抹消することができる。

（登録台帳の管理）

第8条 市長は、登録台帳を市民生活部人権・同和対策課長（以下「管理者」という。）に管理させるものとする。

- 2 管理者は、登録台帳を田川市個人情報保護条例（平成14年条例第10号）の定めるところに従い、管理しなければならない。
- 3 管理者は、登録台帳の個人情報を委員等の選出以外の目的のために使用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 被登録者本人の同意があるとき。
- (2) 公益上の必要、その他相当の理由があると市長が認めるとき。

(登録台帳の閲覧)

第9条 審議会等の委員を選出しようとする課又は室（以下「審議会等担当課長等」という。）は、登録台帳を閲覧しようとするときは、管理者に対して田川市女性人材バンク登録台帳閲覧簿（様式第5号）に必要な事項を記入しなければならない。

- 2 審議会等担当課長等は、当該閲覧によって得た情報を、委員の選出以外の目的に使用してはならない。
- 3 審議会等担当課長等は、登録台帳の閲覧によって、被登録者が審議会等の委員に選出されたときは、その旨を速やかに管理者に通知しなければならない。

(庶務)

第10条 女性人材バンクの運営及び管理に関し必要な事務は、市民生活部人権・同和対策課において行う。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月11日告示第117号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第45号）